

## No. 1 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、平成30年11月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2019-2023年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

### 議第1379号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
仏向町横谷北特別緑地保全地区	約 1.4ha	

(内容)

仏向町横谷北特別緑地保全地区は、保土ヶ谷区中央部、相鉄本線和田町駅の南西約 1.3 キロメートルに位置する郊外部のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地をのぞむ丘の軸に位置しており、仏向の丘を市中央部の緑の拠点として重点的に確保し活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プラン」において、特別緑地保全地区等の緑地保全制度や協定緑地の活用などにより、緑に囲まれた住宅地としての魅力を保つとしています。

ついては、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

### 議第1380号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
名瀬町緑園特別緑地保全地区	約 2.0ha	

(内容)

名瀬町緑園特別緑地保全地区は、戸塚区北部、相鉄いずみ野線緑園都市駅の東約 600 メートルに位置する緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の大池・今井・名瀬地区に位置しており、緑地を保全するとともに、市民利用の拠点を整備し、市民の森を中心とした里山景観を楽しむ環境づくりを進めるとしています。

また、「都市計画マスタープラン戸塚区プラン」において、まとまった緑地については土地所有者の協力を得ながら、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、できる限り保全するとしています。

ついては、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

### 議第1381号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
下永谷四丁目特別緑地保全地区	約 2.2ha	

(内容)

下永谷四丁目特別緑地保全地区は、港南区西部、市営地下鉄1号線下永谷駅の北西約100メートルに位置する市街地に残るまとまりのある貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の舞岡・野庭地区に位置し、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン」において、既存の緑地を土地所有者、区民と連携して保全するため、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全の取組を進めるとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

### 議第1382号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	奈良町西ノ谷特別緑地保全地区	約 1.5ha	
旧	奈良町西ノ谷特別緑地保全地区	約 1.4ha	

(内容)

奈良町西ノ谷特別緑地保全地区は、青葉区西部、こどもの国線こどもの国駅の北西約1.2キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、樹林地については、特別緑地保全地区、源流の森保存地区などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めるとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成29年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

## 議第1383号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	上白根町小池特別緑地保全地区	約 6.3ha	
旧	上白根町小池特別緑地保全地区	約 6.0ha	

(内容)

上白根町小池特別緑地保全地区は、旭区北部、JR横浜線中山駅の南西約2.0キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の三保・新治地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備、農業振興策を連携させ、大規模な里山景観を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、緑の10大拠点である「三保・新治地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成27年2月、平成27年12月、令和2年2月及び令和3年12月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。